

財政局契約課

平成20年 2月

同一工事入札参加者間の下請契約の取扱いについて

このことについて、従来、同一工事の入札に参加した他の建設業者を相手方として選定しないこととしておりましたが、制限付き一般競争入札の範囲拡大に伴い、次のとおりの取扱いとします。

- ・ 下請契約の締結にあたり、予定価格1千万円未満の案件で指名競争入札により受注した場合、当該工事の入札に参加した他の建設業者を相手方として選定しないこと。